

2022年10月18日

逗子市

**ひとり親等の方の生活を支援する
ひとり親家庭等特別支援給付金の支給を開始しました。
(市独自事業)**

逗子市では、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、食料や燃料などの価格が高騰するなか、ひとり親等で児童を扶養する方の生活の支援のため、市独自の助成事業として、ひとり親家庭等特別支援給付金の支給を開始しました。

●支給対象者について

- ① 令和4年8月分の児童扶養手当の支給審査を受けた方
(受給者及び所得制限による支給停止者の方々に支給します)
- ② 上記①を除く、令和4年12月28日までの本給付金の申請時点で、市内に住所があって、児童を扶養するひとり親の方等

●支給金額について

対象1世帯につき 20,000円

●支給・申請方法について

- ①の対象者の方には、既にお知らせをお送りしました。10月19日(水)または26日(水)に、金融機関口座に振り込みます。
- ②の対象者の方は申請が必要です。ひとり親等であることを証明する書類(戸籍の全部事項証明書など)を添付し、申請書を提出してください。申請受付け後、随時支給します。

●②の対象者の申請期限について

令和4年12月28日(水)までに、子育て支援課に申請してください。

本件に関するお問い合わせ先：

教育部子育て支援課 島貫・坂本

電話：046-873-1111 内線535・536